

（開示請求者） 様

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
理事長 中村 祐輔 印

保有個人情報開示請求書の補正について（依頼）

令和 年 月 日付け（受付第 号、写しを同封しています。）の保有個人情報開示請求書について、下記のとおり要件に不備な部分がありますので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第3項の規定に基づき、下記のとおり補正されるよう依頼します。

なお、下記4の期限までに補正がなされない場合には、補正の意思がないものとして扱わせていただきます。

記

1 補正の対象となる事項

手数料が納付されていないか、又は納付額が不足しています。

要納付額： 円

開示請求に係る保有個人情報の本人（の代理人）であることが確認できません。

保有個人情報開示請求書の記載に、次のような不備があります。

2 補正の方法

（1）手数料が納付されていないか、又は納付額が不足している場合

円を下記3の提出先に納付してください。

（2）開示請求に係る保有個人情報の本人（の代理人）であることが確認できない場合

以下に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

なお、送付する場合は、上の書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

代理人については、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(3) 記載事項に不備がある場合

同封の保有個人情報開示請求書の写しを訂正の上、下記3の提出先に送付し、又は持参してください。

3 補正に必要な文書等の提出先

4 補正に必要な文書等の提出等の期限

令和 年 月 日

<連絡先>

担当課：戦略企画部戦略企画課

担当：

所在地：〒567-0085 茨木市彩都あさぎ7-6-8

電話： 072(641)9832